

議案第106号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多駅前三丁目地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 博多駅中央街地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

博多駅前三丁目地区地区 整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画博多駅前三丁目地区地区計画の区 域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------	--

別表第2中

博多駅中央街地区地区整備計画区域	再開 発等 促進 区	博多 駅南 西ゾ ーン
	博多駅ゾ ーン	

を

博多駅中央街地区地区整備計画区域	再開 発等 促進 区	博多 駅南 西ゾ ーン
	博多駅ゾ ーン	

博多駅前三丁目地区地区整備計画区域	再開 発等 促進 区	北ゾ ーン
-------------------	---------------------	----------

- (1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物
- (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物
- (3) 法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に掲げる工場

1 建築物の外壁 若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの (地盤面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及び歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で歩行者の利便に供するものを除く。)	(1) 市道博多駅前57号線（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2	(1) 広場A、広場D、広場E及び広場F並びに歩行者用通路1号及び歩行者用通路2号の区域内の部分（床面（屋外の1階部分に設置されるもの）にあつては、地盤面）からの高さが5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等を除く。）
	(2) 市道博多駅前60号線（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2	
2 建築物の外壁 若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの	市道博多駅前線（都市計画の計画図において4メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	4（地盤面からの高さが5メートルを超える建築物の部分にあつては、1.5)	(2) 広場Bの区域内の部分 (床面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段

			南ゾ ーン	(1) 風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(ヘ)項第2号及び(ト)項第3号に掲げる工場					

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

					<p>等を除く。)</p> <p>(3) 広場Cの区域内の部分 (床面(屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面)からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等を除く。)</p>
		<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの (敷地面積が500平方メートル未満の建築物、地盤面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及び歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で歩行者の利便に供するものを除く。)</p>	(1) 市道博多駅前57号線との敷地境界線	2	<p>広場G及び広場H並びに歩行者用通路3号の区域内の部分(床面(屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面)からの高さが5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等を除く。)</p>
	(2) 市道博多駅前58号線(都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に限る。)との敷地境界線		2		
	(3) 市道博多駅前60号線(都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に限る。)との敷地境界線		2		